

質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第59号	件 名	平成30年度猪名川流域下水道原田処理場1・2系場内配管布設工事(No.2)
No	質疑事項		回 答
1	特記仕様書14. その他注意事項 12) 現場事務所を設置する場合の借地料ですが、m2単価をご教示 願います。		借地料は処理場内で現場事務所を設ける場合に発生するものであります。(当初設計では考慮しておりません) 土地価格の算出方法は使用場所の国税路線価に基づき、その6%(年額)を借地単価とします。 設置場所等の詳細については協議により決定され、使用面積は現場事務所の床面積とします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp